

令和6年4月18日

保護者様

さいたま市立宮原中学校  
校長 田中 和浩

学習用タブレット端末の家庭への持ち帰りについて（お知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じます。また、本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、本校では、令和3年度より学習用タブレット端末が教育委員会から生徒に配付され、校内の授業で活用してまいりました。また、今日までの間に、スタディサプリ等の端末を活用して学習できる教材についても保護者の皆様のご協力により準備してまいりました。

これまでの学習用タブレット端末の学校での活用実績や、スタディサプリ等の家庭でも活用できる学習教材が整えられたことを踏まえて、この度、下記の日程、要領で、学習用タブレット端末の家庭への持ち帰りを順次進めてまいります。

保護者の皆様には、お子様の学習意欲向上、学習習慣の定着のため、ご家庭でも学習用タブレット端末を活用していただきますようお願いいたします。つきましては、見守りやご指導、ご家庭での充電管理等のご協力をいただくこととなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。本校では、今後も、学習用タブレット端末の家庭での活用方法も含めて、指導してまいります。

記

- 1 開始日 令和6年4月22日（月）から順次
- 2 物 品
  - ・学習用タブレット端末
  - ・学習用タブレット端末用充電ケーブル
- 3 方 法
  - (1) 過日配付した「タブレット等の家庭への持ち帰りについて」文書にある『同意書』（①家庭に持ち帰ること②故意に破損又は紛失した場合に代金を弁償していただくことがあることについて同意をいただくもの）を家庭が学校へ提出する。
    - ※2・3年生については過年度にご提出いただいております。
  - (2) クッション性のある持ち帰り用のケースを家庭でご用意いただく。
    - ※家庭にあるものを活用し、タオル等でクッション性を補う形でもよい。
  - (3) 学校から、学習用タブレット端末と、充電ケーブルを持ち帰る。
  - (4) 家庭で学習教材として活用する。
  - (5) 家庭で充電した学習用タブレット端末を、学校へ持参する。
- 4 その他
  - お子様が学習用タブレット端末と同様にご家庭で使用できる端末が他にある場合は、持ち帰りの必要はありません。
  - ご家庭へ持ち帰った際に生じたタブレットや充電ケーブルの破損については、次の項目の場合を除き、市の予算で修理をいたします。
  - 故意による破損、故意の改造・設定変更による故障、紛失（盗難の場合を除く）の際に係る費用は、ご家庭の負担となります。

お問い合わせ先 教 頭  
電 話 663-0961